主

ー、 第二七一〇号事件控訴人日本国有鉄道の本件控訴を棄却する。 二、 第二七四九号事件の控訴及び附帯控訴にもとづき原判決を次のと

おり変更する。

1 第二七四九号事件被控訴人(附帯被控訴人)、第二七一〇号事件控訴人(附帯被控訴人)日本国有鉄道(以下控訴人国鉄という)は、第二七四九号事件控訴人(附帯被控訴人)、第二七一〇号事件被控訴人(附帯被控訴人)相鉄運輸株式会社(以下控訴人相鉄という)に対し、金三七万七一七六円及びこれに対する昭和二七年七月二二日から支払ずみまで年五分の金員を支払うべし。

2 控訴人相鉄及び第二七四九号事件控訴人(附帯被控訴人)第二七一〇号事件被控訴人(附帯被控訴人)A1は控訴人国鉄に対し、各自金九三万二四四三円及びこれに対する昭和三一年二月一〇日から支払ずみまで年五分の金員を支払うべし。

3 第二七四九号事件被控訴人(附帯控訴人)、第二七一〇号事件被控訴人(附帯控訴人)A2(以下附帯控訴人という)に対し、控訴人相鉄、同A1は各自金五万七、〇〇〇円、控訴人国鉄は金三九万九、〇〇〇円及び各これに対する昭和三一年一月二二日から支払ずみまで年五分の金員を支払うべし。

4 控訴人相鉄、同国鉄及び附帯控訴人のその余の請求をいずれも棄却する。

三、 訴訟費用は第一、二審を通じてこれを一〇分し、その一を控訴人相鉄、同A1の、その二を附帯控訴人の、その余を控訴人国鉄の各負担とする。 四、 この判決は、附帯控訴人の勝訴部分に限り仮に執行することができる。

事 実

控訴人相鉄及び同A1代理人は、第二七四九号事件について「原判決中控訴人相 鉄及び同A1に関する部分を次のとおり変更する。控訴人国鉄及び附帯控訴人の控 訴人相鉄及び同A1に対する請求をいずれも棄却する。(第一審でした請求を減縮 し)控訴人国鉄は控訴人相鉄に対し金六六万四、〇六〇円及びこれに対する昭和二 七年七月二二日から支払ずみまで年五分の金員を支払うべし。訴訟費用は第一、二 審とも控訴人国鉄及び附帯控訴人の負担とする。」との判決を求め、第二七一〇号 事件及び附帯控訴について控訴及び附帯控訴各棄却の判決を求めた。

控訴人国鉄指定代理人は第二七一〇号事件について「原判決中控訴人国鉄に関する部分を次のとおり変更する。控訴人相鉄及び附帯控訴人の控訴人国鉄に対する請求をいずれも棄却する。控訴人相鉄及び同A1は控訴人国鉄に対し、各自金一〇三三万四、四七八円及び内金一〇二七万八、二六三円に対する昭和三一年二月一〇日から支払ずみまで年五分の金員を支払うべし。訴訟費用は第一、二審とも控訴人相鉄、同A1及び附帯控訴人の負担とする。」との判決を求め、第二七四九号事件及び附帯控訴について控訴及び附帯控訴各棄却の判決を求めた。

附帯控訴人代理人は第二七四九号事件及び第二七一〇号事件について控訴棄却の 判決を求め、附帯控訴として「原判決中附帯控訴人に関する部分を次のとおり変更 する。控訴人相鉄、同A1及び同国鉄は附帯控訴人に対し各自金五七万円及びこれ に対する昭和三一年一月二一日から支払ずみまで年五分の金員を支払うべし。訴訟 費用は第一、二審とも控訴人相鉄、同A1及び同国鉄の負担とする。」との判決及 び仮執行の宣言を求めた。

控訴人相鉄及び同A1代理人は「原判決五八枚目表七行目の『与えられ』の次に『右B1は計算上その運転していた下り電車が右踏切の北方約一〇〇メーと、同接近したときに発煙筒による信号を発見し得る状態にあつたとになる』と、同時電車の制動距離が約二八八メートルであったところがら、大田である事情が当上に発生したの時であるがら、カールが発煙筒を用いなかったため本件事故が生じたのでありにいたる手前で停車し、本件事故が生じたのでありにいたる手間を用いたかなる事情が踏切上に発生していているもの時右D1が発煙筒を用いたなが、いかなる事情が踏切上に発生していていまり、ここの時右D1が発生に表生し、これはで停車し得るのであるから、本件事といてはずであるにもかかわらず』とそれぞれ付加する。」と述べ、とはずであるにもかかわらず』とそれぞれ付加する。」と述べ、とはずであるにもかかわらず』とそれぞれ付加する。」と述べ、とはずであるにもかかわらず』とそれぞれ付加する。」と述べ、

控訴人国鉄指定代理人は「原判決五八枚目表下段二行目に『C1踏切東口警手語所に発煙筒が配置され、また京浜東北線下り電車の接近を知らせる信号として明電車がC1踏切手前約二〇〇メートルの位置に接近した時、これを踏切警手に知らせるためブザーが鳴る装置があつたことは認め、接近可事馬等の整理、適分を開動をあるいは接近したことを踏切上のの整理をあるが、接近の車馬等のを連びがあるに接近した。とのであるがであるいは電車の停止手配をとるものであるいはでは、下り電車がC2踏切付近に当時ではではではではではではではではではではではではではではではできます。これでは、であるから、『C1踏切には混雑緩にでは、同六一枚目表のであるがに、C1踏切にははない。』と、同六一枚目表のであるがに、C1踏切にははない。』と、同六一枚目表のであるがに、C1踏切のに過失はない。』と、行者にのであるがは、であるがは、であるがであるがであるがであるがであるがであるがであるがであるがであるがである。」と述べた。

埋 田 第一、 当事者間に争ない事実

控訴人相鉄の運転手である控訴人A1は、昭和二七年七月二一日午後七時四五分 ころ控訴人相鉄所有の普通貨物自動車東京第○—○△×□○号(GMC型幅二 四メートル、長さ六、八五メートル。以下A1車という)を操縦し、東京都大田区 ab丁目c番地国鉄E1駅西口駅前広場から線路の西側に沿う道路(以下西口道路 という)を北進し、同駅構内北部を東西に横断するC1踏切間近にいたつたとこ ろ、踏切門扉が閉鎖されていたので、西口道路の終端近くの左側に一旦停車したこと、国鉄E1駅の踏切警手でC1踏切に勤務するD2が午後七時五〇分ころ右門扉 を開放したので、控訴人A1はC1踏切に直結する道路(以下C4街道という)上 で待機していた二台のオート三輪車及び通行人に後続して進行を開始し右折したこ ところが西口道路は幅員七メートル、C4街道は幅員一〇メートルで、C1踏 切の西口に接する地点において交差し、C1踏切と西口道路との交差角度は約七三 度の鋭角をなし、またこの C 4 街道を扼する C 1 踏切は西寄りにある京浜東北上下 電車線路を含め合計六本の線路を横断していて、その全長が三五・八メートルある のに幅員は五・三メートルに過ぎずC4街道の幅員の二分の一に近い狭さであり しかも列車・電車の通過密度はきわめて高く、自然門扉閉鎖中の時間が長いのに踏 切を通過する車馬通行人の数がおびただしく、閉鎖中の門扉が開放されると待機す る多数の車馬通行人が踏切の東西両日から同時に乗入れ、そのため踏切道は少なか らず混雑する状況にあつたこと、そこでA1車が進行を開始した直後、訴外F1運 転の普通貨物自動車(トヨタ型四トン積幅ニ・ニメートル、長さ六・四五メート 取の自通貨物自動車(トコメ生日トン領幅ニュース)トル、投ど八十日五次 ル。以下F1車という)が後続するF2ことF3運転の附帯控訴人所有にかかる普 通貨物自動車神奈川第△—×□○△号(ニツサン型四トン積幅ニ・ニメートル、長 さ六・四メートル。以下F3車という)とともに踏切道中央線付近を踏切西口に向 い進行中であつたため、A1車はさきに踏切に乗入れたオート三輪車に後続して踏 切に乗入れた直後F1車とすれ違いに困難を来たし、両車とも京浜東北上り電車線 路上において停滞したこと、その後右停滞が解消した後、京浜東北下り電車線路上 において、踏切道中央寄りを進行して来たF3車とすれ違いしようとした際、F3 が急に左にハンドルを切つた関係上、F3車の後尾がA1車の進行を阻止する位置 になり、両車の周辺には通行人が群がつていたから、両車とも後退することができ

ずに停滞したこと、一方国鉄E1駅C1踏切の踏切警手であつたD1は、右のように三台の自動車が京浜東北電車線路上においてすれ違い困難に陥り、同所に停滞し線路上に故障が存する状況にあるのを認めるや、折から国鉄E2駅を発した下りいるると、1000年の出力ができ国鉄電車が、その時C1踏切の北方約一二三一メートルの距離のあるC2踏切付近を時速約七〇キロメートルで接近しつつあることを知り、右電車に危急を告げるべく所携の合図灯を赤色に変え、これを円形に振りながら下り電車の進行して来る方向に向い約一〇〇メートル疾走したこと、ところが右下り電車の進行して来る方向に向い約一〇〇メートル手前に接近してはじめて危険を感じず、B1は、C1踏切の百五、六〇メートル手前に接近してはじめて危険を感じず常制動の措置を講じたが、右電車を間に合うように停止させることができないまは当事者間に争いがない。

第二、 本件事故原因と各当事者の過失

-、 控訴人A1の過失

控訴人国鉄及び附帯控訴人はまず、本件事故は控訴人A1の過失によるものと主張するので、以下順次判断する。

(一) 控訴人A1に踏切直前の一時停止義務違反があつたか否かについて。旧道路交通取締法は第一五条(現行道路交通法第三三条)において、自動車が踏りを通過しようとする時は、踏切の直前で停車することを要する趣旨と解すると、路切の安全確認をすることのできる場所で一時停止することを要する趣旨と解すると、原審工号証、第四号証、第五号証のし三、原審にとの表述訴人A1本人尋問の結果、検証の結果及び前記当事者間に争いない事実と、控訴人A1は西口道路の終端近くC1踏切から五、六メートル離れたとのとに接近する列車、電車の有無や、踏切道を反対方向上とはできない。とが認められ、右認定とと認動の音ととの間においては公文書であるから真正に成立したものとの数とととの間においては公文書であるから真正に成立したものということはできない。

時停止義務を怠つたものということはできない。 (二) 控訴人A1の交差点における通行方法に過失があつたか否かについて。 すでに述べたとおりC1踏切と西口道路の交差角度は約七三度の鋭角をなし、ま た踏切道の幅員はわずかに五、三メートルに過ぎなかつたから、控訴人A1は西口 道路から踏切道を西口から東口に向い右折して乗入れるに当つては、あらかじめそ の前からできる限り道路の中央に寄り、交差点の中心の直近の外側を徐行して廻る べき注意義務があるところ、成立に争いのない甲第五号証の一、三、第六号証の一、二、第一二号証の一、二、第三一号証の一、二、控訴人国鉄と控訴人相鉄、同 A 1 との間においては成立に争いなく、控訴人国鉄と附帯控訴人との間においては公文書であるから真正に成立したものと認める乙第七号証の一ないし四、原審にお ける控訴人A1本人尋問の結果及び検証の結果によると、控訴人A1は前示のよう に一旦停止のあとは漫然 A 1 車を西口道路から右折させながら踏切道入口を斜めに 横断するようにして踏切西口に乗入れたため、A1車の左前車輪が踏切道の北側端 に接触しそうになつてそのままでは進入できなかつた、そこで控訴人A1は一旦約 ーメートル後退して右にハンドルを切り、A1車の方向を踏切道に並行に直し、そ のため同踏切道東口入口から対向して来たF1車とはともかく踏切内で一応すれ違うことができたことが認められ、右証拠中右認定と異なる部分は採用しない。して みると、控訴人A1は一応交差点における通行方法を誤つた過失があつたけれど も、同人の右過失自体は右時点においては一応解消したものというに妨げないが、 これに続く後記の事情と一体をなし、その遠因をなしている点にかんがみると、本 件事故との間に全く因果関係がないものということはできない。

(三) 控訴人A1に踏切道通過について安全確認義務違反の過失があつたか否かについて。

~ この点は前項の事実と関連するが、前記甲第五号証の一ないし三、第六号証の一、二、第一二号証の一、二、第三一号証の一、二、乙第七号証の一ないし四、第一一号証の一及び三ないし五、成立に争いのない甲第一五号証の一、二及び原審における控訴人A1本人尋問の結果によると、控訴人A1は右の如く一旦車を後退させてその位置を踏切道と並行にすることができたけれども、その時すでに東口入口から進行して来たF1車はA1車の近くまで接近し、しかも西口入口付近は車馬通行人かおびただしく少なからず混雑していたところ、控訴人A1はこのような情況

にいたるべきことを顧慮せず、安易に踏切道への乗入れを敢行し、大型車であるF 1 車等の対向車とも容易にすれ違うことができるものと軽信し、漫然前記のようも 角度から斜めに踏切道人口へA1車を乗入れたため、そのままでは進行できず、兵 車を踏切道と並行させる措置をとつている間に接近したF1車と踏切道内の京浜 北上り電車線路上においてすれ違いに渋滞を来たすにいたり、その後A1車はF1 車と辛うじておれてA1車の存在に気付かず、F1車がA1車とすれ違うため信 した際、早急に踏切道を通過しようとあせり、F1車を追越そうとしてその右側に 出た瞬間、F3は前方にA1車を発見し、これとの衝突を避けるため急きれい 北上の電突を避けるため、京浜東北下3車 はたまいてその後尾がA1車の進行を妨げる位置になって、A1車はF3車 とすれ違うことができず停滞し、そこにB1の運転する国鉄電車が進行して来て本 件事故となったことが認められる。

ところで第一項記載のように西口道路と鋭角に交わるC4街道とその交差点に をで第一項記載のように西口道路と鋭角に交わるC4街道とその交差点に で第一項記載るかに狭い本件のは は行った。 をで第一項記載るかに狭い本件のは は行った。 は行うに は行うに はが生ずるとの はいするに はいするに はいする。 はいするに はいするに はいする。 はいするに はいする。 はいする。 はいする。 はいする。 はいする。 はいする。 はいする。 はいする。 はいする。 はいずる。 はいずる。

(四) 右に関連し控訴人相鉄及び同A1は、仮に以上の点について控訴人A1に過失があつたとしても、すでにF1車とのすれ違いの際の停滞は解消したのであって、その後F3車の後部がA1車の進行を阻止する状態になつて停滞が生じ本件事故となったのであるから、控訴人A1の右当初の過失は本件事故との間に因果関係はないという。

しかしさきにも一言したとおり、F3車はF1車に後続していたところ、F1車がA1車とすれ違うため停車したので、踏切を早急に通過しようとしてF1車の右側に出た瞬間、A1車が対向して来たためハンドルを左に切つてF3車が斜めになり、そのままでは通過できなくなつてA1車との停滞を生じたというのであるから、控訴人A1に前記過失がなく、従つてF1車とのすれ違い困難の状態が生じなかつたとしたら、F1車に後続するF3車もこれに追尾したままで容易に踏切を通過することができて、本件事故をみるにいたらなかつたものと思われるので、F3車の過失の存在及び控訴人A1の過失の軽重はともかくとして、これと本件事故との間に相当因果関係なしとすることはできない。

二、控訴人国鉄側の過失

(一) 控訴人相鉄らは、控訴人国鉄の電車運転手B1が前方注視義務を怠らなかつたならば、D1の振つた合図灯を少くともC1踏切の手前約三八〇メートルの地点で発見できたはずであつて、そこで直ちに急制動の措置をとれば本件事故を防止でぎたのであるから、右B1にもこの点の過失があると主張する。前記争いのない事実に、前記甲第二号証、成立に争いのない甲第一〇号証、控訴

前記争いのない事実に、前記甲第二号証、成立に争いのない甲第一〇号証、控訴人国鉄と控訴人相鉄、同A1との間においては成立に争いなく、控訴人国鉄と附帯控訴人との間においては弁論の全趣旨により成立を認める乙第一五号証の二によると、本件事故当時と同一の状況下において、同種の電車を時速七〇キロメートルで運転中、本件C1踏切北方一四・四メートル二番線と三番線間に位置するE1駅市行(下り)場内信号機付近で、本件踏切警手D1が行つたと同様進行して来る電車行に向い円形に振る赤色合図灯を右電車の運転手が発見できる位置は、右信号機付にいら約三〇〇メートルの地点であること、しかもD1は前記のとおり電車がら約三〇〇メートルであること、しかもD1は前記のとおり電車がらのメートル走りながら合図灯を振つたこと、右電車がB1が当時運転していた電車と同様八両編成で、各車両とも定員の約二倍の乗客を乗せ、時速七〇キロメート

ルで進行していたとすると、右電車の制動距離は約二八八メートルであることが認められるので(右認定と異なる合図灯発見距離に関する乙第定を前提として経知の施行や結果に偶然の要素が多早ければ四〇〇はであり、右記でととしてがあると、B1はC1踏切の手前とでであり、一トルリートルリーを発見できる地点でありて、日本の地点である。とので、日本のではできたの間にきたの地点のはじまれらいたのである。との発生を防止でありである。ことはいるである。ことはいうまでは、1の振る合図灯にあるのとおりである。電車の世には、1の振いであるのとおりである。である。である。である。である。である。であるのとは、この過失がその他線路の発生について、会談があるから、ますべき地点で変更にある。とはいうまでもないがいるのである。をである。とはいうまでもないのののののである。となった右B1の過失がその原因の一つとなったものというべきである。

怠つた右B1の過失がその原因の一つとなつたものというべきである。 (二) さらに控訴人相鉄らは、踏切警手D1が電車の接近を知らせるブザーが 鳴るのを聞いて発煙筒を用い、B1に対して事故発生の危険性を連絡したならば、 本件事故を防止できたのであるから、この点D1にも過失があると主張する。踏切の警手は職務上踏切を看視し、列車、電車通過の際は特に周到な注意を払つて踏切 道上人車の交通を遮断し、列車、電車通過の原は特に周到な注意を払って暗切 道上人車の交通を遮断し、列車、電車通過の安全を確保する一方、通行人の生命身 体に危害を及ぼすことのないよう予防すべき義務があるところ、成立に争いのない 甲第八号証の一、二、第九号証の一、二、第一三号証の一、二、控訴人国鉄と控訴 人相鉄、同A1との間においては成立に争いなく、控訴人国鉄と附帯控訴人との間 においては公文書であるから真正に成立したものと認める乙第九号証の一、二、第 、第一四号証の一、二によると、控訴人国鉄は踏切警手に対し 踏切上で非常事故発生の危険がある場合には、当該踏切に接近する列車、電車 に危険を知らせる手段として、極力発煙筒を使用するよう令達していたことが明らかである。しかして、C 1 踏切東口警手詰所に発煙筒が配置され、また京浜東北線 下り電車の接近を知らせる信号として、下り電車がC1踏切手前約二〇〇〇メートルの位置に接近した時、これを踏切警手に知らせるためブザーが鳴る装置があつたことは当事者間に争いがなく、前記甲第一三号証の一、二、乙第九号証の一、二及 び成立に争いのない甲第一四号証によると、当時の発煙筒は点火後発火するまでに □○秒から二七秒を必要とし、D1が下り電車接近のブザーの鳴るのを聞いた時の 同人の位置である踏切の中央付近から東口警手詰所まで行つて、発煙筒を取出すま でには三〇秒を要することが認められるので、D1が下り電車接近のブザーの鳴るのを聞いて直ちに発煙筒による発火措置を講じたとすれば、時速七〇キロメートル (秒速約一九メートル)で接近しつつあつた右電車がC1踏切より北方約一〇〇〇 メートルに接近するまでに、発煙灯を噴出させて停止信号を示し、B1をして急停 車の措置を講じさせることが可能であつたことになり、従つて右B1は発煙筒による停止信号を発見し、この地点で急停車の措置を講ずることになつて、右電車の制 動距離は約二八八メートルであつたこと前記のとおりであるところから、右電車は C 1 踏切にいたる手前で停車しえて、本件事故の発生を未然に防止できたものというべきである。しかるに前記争いのない事実によると、D 1 はC 1 踏切の中央付近で見張警手として勤務中、自動車が京浜東北電車線路上においてすれ違いに困難を 来たし同所に停滞しているのを現認し、しかも下り電車の接近を知らせるブザーの 鳴るのを聞いて電車の接近を知つていたにかかわらず、右踏切上の渋滞が電車通過 前に解消しがたいものであることの判断を誤り、直ちに前記の措置に出ることを怠 り、右電車がC1踏切より北方約一二三一メートル離れたC2踏切付近に接近してはじめて所携の合図灯を赤色に変え、これを円形に振りながら下り電車の進行方向 に向い疾走しただけで、発煙筒を使用しなかつたのであるから、D 1 が下り電車の接近を知らせるブザーの鳴るのを聞くと同時に右踏切道の故障の容易に解消しがたいことに気付き、直ちに発煙筒による停止信号を講じなかつたことが、本件事故の 一原因となつたことは否定しえない。

右に関連し控訴人国鉄は、C1踏切の慣行としては下り電車がC2踏切ないしC3踏切に到達するまでにC1踏切上になお故障の存する時、電車の停止手配を講ずればよいのであつて、接近ブザーの鳴動の時点をもつて電車の停止手配を講ずべき時点とするものてはないという。しかしD1が本件事故当時立つていたC1踏切中央付近から東口警手詰所まで行つて発煙筒を取出し点火するまで三〇秒、そして点

火した発煙筒が発煙するまで二〇秒ないし二七秒の時間を必要とし、しかも時速七〇キロメートルで進行する電車の制動距離は約二八八メートルであること前記のとおりであるから、発煙筒による信号措置によつて右電車を停止させるためには、計算上C1踏切から少くとも一二三八メートル前方において右措置を講じなければならないが、C1踏切とC2踏切との間の距離は一二三一メートルであることがうないが、C1踏切とC2踏切との間の距離は七〇四メートルであることがうかがわれるので(右認定と異なる成立に争いのない甲第一四号証は採用しない)、控訴人国鉄の主張するとおりてないこ2踏切ないしC3踏切に到達するまでに停車の手配を講じたのでは、ともがC2踏切ないしC3踏切に到達するまでに停車の手配を講じたのでは、ともがC2踏切ないしC3踏切に到達するまでに停車の手配を講じたのでは、というべきである。

なお控訴人相鉄らは、控訴人国鉄はC1踏切の設置、保存について瑕疵 があるという。およそ踏切は線路上列車の運行とこれを横切る道路上車馬の通行と を安全に調節するための土地の工作物であるから、右主張のように、C 1 踏切の設 を安全に調即するにめのエルのエル物にめるから、コエ派ンのファースででは、保存について瑕疵があるとするならば、それは当然控訴人国鉄の過失として、考慮しなければならないから、これについて考察する。前記当事者間に争いない事実に成立に争いのない乙第一八、第一九号証、第二〇号証の一、二及び原審証人B 2の証言をあわせると、C 1 踏切の幅員は五・三メートルで、 これと接続するC4 街道の幅員より狭く(このことは当事者間に争いない)、幅員にそのような差異を 生じた原因が東京都の区画整理事業によってC4街道が拡幅されたのに踏切はもとのままであったことにあるところ、右踏切の拡張工事は控訴人国鉄と東京都との間に結ばれた協定に基づいて、東京都知事の請願によって控訴人国鉄が施業し、その費用は東京都が負担することになっているが、しかし石踏切道はもともと控訴人国 鉄が所有し管理するものであるから、道路の幅員が拡張されたにかかわらず踏切の 幅員がこれに伴わずに狭く、その拡張の必要が生じたならば、控訴人国鉄は踏切道 の管理者としての立場上、当然東京都と交渉し幅員拡張工事の促進を図るべきであ つて、これを改善して C 1 踏切を拡張することすなわち右踏切の設置、保存につい ては、控訴人国鉄にもその責任があつたものといっわなければならない。控訴人国 鉄はC1踏切の混雑緩和と通行人の安全のため、右踏切の南側に通行人用の地下道を設置しているというが、前記甲第二号証、第一四号証及び原審証人B2の証言に よると、右地下道はC1踏切の西口入口から右側約一〇メートルのところにあつ て、主として踏切の西口入口から東口入口に通過する通行人により利用されていた から、C1踏切の混雑がそれによつて歩行者に関する限り若干緩和されたことはあ つたとしても、右踏切を通過する車馬の量はきわめて大であるのに踏切の幅員が道 路に比していちじるしく狭小であつたから、右地下道の設置によつても右踏切を通 過する車馬の混雑を緩和し得たとはとうていいいえない。その後本件踏切は道路と 同様に拡幅されたが、もし本件事故当時かような拡幅がなされていたとすれば、当 初のA1車の参入による渋滞、F3車の追越失敗後の斜行による停滞は避け得られ たのではないかと推認される。してみると控訴人国鉄においては土地の工作物であ る本件踏切道の設置保存に瑕疵なしとは断言できず、これもまた本件事故への一寄 与をなすものとされることを免れるものではない。

三、 F3の過失 ひるがえつて前記争いのない事実に前顕各証拠をあわせれば、当時附帯控訴人の 被用者であるF3運転のF3車はF1車に追尾して東口から本件C1踏切に入り、 F1車の直後を西進していたところ、F1車がA1車とのすれ違いのため徐行き であるのに、同車にさえぎられて前方が見えないためその事情が理解できる。 ず、対向のA1車の存在に気付かず、ただF1車を追越そうとあせつて急にその 側に出た瞬間その前方にA1車を発見し、あわててそれとの衝突を避けようとも よハンドルを左に切つたため本件踏切上に斜めに車体を横たえ、その後尾がA1車 の進路を阻んだ結果、A1車は進行ができず、ここに本件踏切上に停滞を生地の 進路を阻んだ結果、A1車は進行ができず、ここに本件踏切上に停滞を生地の が明らかである。従つてこの時点で考える限りF3車が踏切道上でるの とが明らかである。 である。 を試みさえしなから、爾後そのまま人車の流動進行によっ 生じた渋滞も解消されたはずであり、その意味でF3車の過失は本件事故原因への 直接的な寄与をなすものというべきである。

第三、 各当事者の過失相互の関係

以上の認定によれば、もし当時本件C1踏切がC4街道と同程度に拡幅されてい

たならば、控訴人A1は前記のような踏切への進入に失敗しなかつたであろうしまた現実に控訴人A1が交通量多を尽しない本件踏切に進とすれ違いに進入すれたまた現実に控訴人A1が交通量務を尽して無理追越をはずれませなが、下3もまたなら、下3もまたのとして無理追越を試みることでである。またB1においるとはでもいからとはであるのとに下3を生ずるでもないの発生をはであるのというであるの発生である。またD1において発煙筒にものというを連かいないようにはであるの発生をある。といずれのいずれのというを表してある。というべきである。というべきである。というべきである。というべきである。というべきである。というべきである。というべきである。というべきである。というべきである。というべきである。というべきである。

第四、各当事者の使用者責任 控訴人A1が控訴人相鉄の被用者であり、本件行為が同控訴人の被用者としての 業務執行についてなされたものであること及びB1ならびにD1がいずれも控訴人 国鉄の被用者であつて、本件行為が右両名の被用者としての業務執行中になされた ものであることは当事者間に争いがないので、控訴人相鉄は同A1の使用者とし て、控訴人国鉄はB1及びD1の使用者また前記土地の工作物の設置保存のかしに ついての責任者として、控訴人A1とともに各自被害者の被つた全損害を賠償すべ き義務がある(F3もまた附帯控訴人の被用者で、本件はその義務執行中になされ たものであることは弁論の全趣旨から明らかであるが、その責任はここではしばら く措く)。

なお控訴人相鉄は同A1の使用者として、同人に対する選任監督について相当の注意を払い、また控訴人国鉄はB1及びD1の使用者として、同人らに対する選任監督について相当の注意を払ったと主張するが、当裁判所は右主張はいずれも理由がないものと判断するものであつて、その理由は次のとおり付加するほかは、原判決理由中の当該部分のそれと同一であるからこれを引用する(原判決一八枚目表一〇行目から裏一一行目及び同一九枚目表八行目から同二〇枚目表九行目。但し同一九枚目表一一行目の「同第八号証」とあるのは「甲第八号証」の誤りであるからそのように訂正する)。

原審証人B1の証言によると、B1は昭和一六年四月一日国鉄に就職し、その後部内で行われる選抜及び登用試験に合格して昭和一八年八月一六日から電車運転士となって国鉄の業務に従事していることならびに控訴人国鉄は常時局報、公報をもつて、運転従業員に対し列車、電車の運転に必要な諸注意を与え、乗務前常に運転助役から運転や事故防止についての諸注意をしていることが認められるけれども、しかし前記認定事実からすると、B1は電車運転手としての必要な注意を十分わきまえていたとはいえないので、前記監督は徹底を缺き、とうてい相当の注意をしたものとは解しえないから、控訴人国鉄の主張は理由がない。

第五、 各当事者の本件事故に対する過失の割合

本件事故は、控訴人相鉄の被用者控訴人A1のほか、控訴人国鉄の被用者B1らの過失、踏切自体におけるかし、及びF3の過失が関連共同して発生したものであると前記のとおりであるところ、A1車の所有者でありかつ控訴人A1の使用者である控訴人相鉄と、電車施設等の所有者でありかつB1らの使用者である控訴人は相互にそれぞれ本件事故の被害者であると同時に、共同不法行為者として加害者の立場に立ち、使用者責任を負う者として加害者のでも、共同不法行為者として加害者のとの関係者としての負担部分を定めるについても、また賠償義務者としての負担部分を定めるについても、当然各当事者の本件事故にしめる過失の割合についても、当然各当事者の本件事故にしめる過失の割合についても、ここでこれら各共同不法行為者のそれぞれの過失の割合についてが対策を表していても、ここでこれら各共同不法行為者のそれぞれの過失の割合についても、ここでこれら各共同不法行為者のそれぞれの過失の割合についても、ここでこれら各共同不法行為者のそれぞれの過失の割合についても、ここでこれら各共同不法行為者のそれぞれの過失の割合についても、ここでこれら各共同不法行為者のそれぞれの過失の割合についても、ここでこれら各共同で記述されている。

本件事故については積極消極いずれの意味においても各人の過失が相競合していることは前記のとおりであるが、右事実によればその全体を通じてその重要な原因をなすのはF3がもともと踏切道においては先行車を追越してはならないにかかわらずとくに右のような狭い本件踏切道上で先行のF1車を追越そうとあせり、しかも前方注視義務を怠つたために対向して来るA1車の存在に気付かず、追越の可能性をたしかめることなくF1車の右側に出た瞬間前方にA1車を発見し、それとの衝突を避けようとして急きよハンドルを左に切つて自己の車体で斜に踏切道をふさ

は七の割合と認めるのが相当である。 すると、本件事故によつて発生したすべての損害について、不法行為者として負担すべき責任の割合は、控訴人相鉄及び同A1が各自一〇分の一、控訴人国鉄が一〇分の七(附帯控訴人一〇分の二)となる。

第六、 各当事者の損害賠償請求権及び損害賠償義務

一、 控訴人らは、本件事故により自己に生じた直接の損害を本件事故によつて被つた損害として相互に他の共同不法行為者に請求するほか、当事者以外の本件事故の被害者に対し支出した治療費、慰藉料等に関し、控訴人相鉄はこれを控訴人国鉄の一方的責任によるものとしてこれに対しその賠償を求め、他方控訴人国鉄は控訴人A1の一方的過失によるものであるから本来自己に義務なくして控訴人相鉄及びA1の義務に属するところを行つたものとして事務管理による費用償還請求として控訴人相鉄らに請求している。

て控訴人相鉄らに請求している。 〈要旨第一・第二〉よつてまずこの間の関係をどう解すべきかについて按ずるに まず数人の共同不法行為者が、右不法行為</要旨第一・第二>者以外の被害者のこ むつた損害に対する賠償義務は、共同不法行為者全員において連帯して負担するこ とは明らかであるから、共同不法行為者中の一当事者が自ら出捐して他の被害者の 損害を賠償したときは、共同不法行為者間の求償として、その全体に対する各人の 過失の割合に相応する負担部分について他の当事者に求償しうるものと解するのが 相当である。この場合自ら出捐した当事者はその出捐を自己がこうむつた損害とし て他の共同不法行為者に損害賠償請求をしたり、他の当事者のための事務管理によ る費用償還請求したりすべきものではない。しかし共同不法行為者の被害者に対す る損害賠償義務における連帯は、通常の連帯債務とはやや異なり、一部でも出捐し て弁済があれば直ちに共同の免責があつたものとして各自の負担部分に応じて求償 しうべきものとするのは相当でなく、自己の負担部分を超える弁済がなされて、は 〕めて共同の免責をえたものとして求償しうるものと解するのが相当である。次に 共同不法行為者の一当事者が自ら右共同不法行為によつてこうむつた損害について 他の当事者に損害賠償の請求をするについても、これに準じて考えるのが相当であ る。すなわち、右損害については一方において自己もまた寄与しているのであるか ら当然過失相殺の関係を生ずるとともに、他方において請求を受ける当事者が複数 のときは、被害者として請求する当事者に対し本来連帯してその損害の賠償義務を 負うべき筋合であり、その結果賠償をした義務者の一員は他の義務者に対し、その 各人の過失の割合に相応する負担部分について求償しうることとなるので、これを 統一的に理解すれば、共同不法行為者の一員は自らこうむつた損害については、他 の不法行為者の各自に対し、自己の右負担部分を超える分について、かつ他の各自 の負担部分に応じてのみ、損害賠償請求しうるものと解するのである。けだし、 れによつて共同不法行為者相互の内部関係においてその責任を分配し、負担の公平 を期し、究極の肩算を簡明ならしめるゆえんであるからである。

以上の点を考慮にいれながら、以下各自のこうむつた損害額について検討する。 二、 控訴人相鉄の損害について

成立に争いのない丙第二号証、弁論の全趣旨により真正に成立したものと認める 甲第一七号証、第二五号証の一、二、第二六号証の一ないし五、第二九号証の一ないし七によると、A1車は大破し、修理によつても使用できない状態にあり、しかも当時におけるA1車の価額は金五三万五、〇〇〇円相当であつたこと、控訴人相鉄は昭和二七年七月二五日A1車の引取のため雑費として金四二〇円を支出し、ま た本件事件の事後処理のためタクシー代等として、昭和二七年七月二三日金三二〇円、同月三一日金一六〇円、同年八月二三日金二〇〇円、同年九月一九日金一八〇円、同月三〇日金二〇〇円、同日金三八四円、同年一二月五日金一八〇円、昭和二八年一月一六日金七〇円合計金一六九四円を支出したこと、そして同二九年一月一七日本件事故に伴い食費として金一七一〇円を支出したことが認められるので、控訴人相鉄は本件事故のためその合計金五三万八、八二四円相当の損害を自ら被つたものということができる。

控訴人相鉄が右支出を本件事故により被つた損害として控訴人国鉄に対し賠償請求していることはすでに述べたところであるが、右請求は本件事故が共同不法行為とされる場合においては、右支出額を共同不法行為者に対する求償として請求する趣旨と解し得るから、その趣旨で検討するに、さきにのべた理由によれば控訴人相鉄の被害者に対して支出した金額は金三万八、四七六円で、同控訴人の負担部分に満たないこと後述の計算上明らかであるから、同控訴人は共同不法行為者としての控訴人国鉄に対し、右支出を理由に求償することは許されない。 そのほか控訴人相鉄は、本件事故のため日主宰の日間が表しての要求により余儀なく金人

そのほか控訴人相鉄は、本件事故のためH主宰のG団の要求により余儀なく金八万六七六〇円を支出し、同額の損害を被つた旨主張するが、本件全証拠によつても右事実を証し得ないのでこれにもとずく請求は失当である。また同控訴人相鉄は件事故のため自ら前記金五三万八八二四円の損害を被つたものとしてこれを他の共同不法行為者の一員である控訴人国鉄に対し賠償請求することができるものというべきところ、控訴人A1にも運転上の過失があつて、本件事故に対する同控訴人の過失の割合は一〇分の一をもつて相当とし、その外に附帯控訴人の過失が一〇分の二、控訴人国鉄のそれは一〇分の七となるので、これに相当する負担部分を斟酌さると、控訴人相鉄の自らこうむつた損害のうち控訴人国鉄に対して請求し得ると、控訴人相鉄の自らこうむつた損害のうち控訴人国鉄に対して請求しているで附帯控訴人にも請求しうべき筋合であるが、本訴においては右請求はしていない)。

三、 控訴人国鉄のこうむつた損害額について

一(一) 弁論の全趣旨に成立したものと、 2 には、 2 には、 2 には、 2 には、 4 には、 5 には、 6 には、 6 には、 6 には、 6 には、 6 には、 6 には、 7 によると、 7 により、 8 により、

のとおりであるから、これによる負担部分を斟酌すると控訴人国鉄が控訴人相鉄、 同A1に請求できる金額は各自金四三万二七九三円(円未満切捨)であるというべ きである(控訴人国鉄は前記負担部分に応じて附帯控訴人にも損害賠償請求しうべ き筋合であるが、これをしないこと前同様である)。

本訴請求中原判決九四枚目裏三行目の金三万一一二九円の損害、同九六枚目表八行目の金九六〇円の立替の点については、いずれもこれを認めるに足りる証拠なく、また同九六枚目表一一行目の金五万円のKに対する報労金の支出は、これが本件事故とどのような関係にあるのかその点不明であるから、右請求部分はいずれも理由がない。

以上認定したところによると、控訴人国鉄は当事者以外の本件事故の被害者に対し合計金五三四万二七九三円を支出し同額の損害をこうむつたことになるので、同控訴人は右金額に控訴人相鉄が被害者に対し支払つた前記金三万八四七六円を加算した合計額五三八万一二六九円に対し、共同不法行為者として連帯して支払の責に任ずべく、そのうち自己の負担部分を超える分については他の当事者に求償しうべきところ、控訴人相鉄、同A1に対してはその負担部分(一〇分の一)に相当する金五三万八一二六円(円未満切捨)から同相鉄がすでに支払つた右金三万八四を控除した金四九万九六五〇円を控訴人相鉄、同A1各自に対し求償できるになる(控訴人国鉄は前同様一〇分の二の負担部分の限度で附帯控訴人にも求償しる筋合であるが、これをしていないこと前同様である)。

なお控訴人国鉄は右請求を当初事務管理による費用償還請求とし、後に共同不法 行為者に対する求償を予備的請求として追加するが、右両請求は終始請求を同一に し、これを右のいずれと解するかは法律的評価の相違に過ぎないので、右両請求が 別異の請求であることを前提とする控訴人相鉄らの訴の変更に対する異議及び消滅 時効の抗弁等は、いずれも理由がない。

四、 附帯控訴人の請求について

成立に争いのない丙第一号証及び原審における附帯控訴人本人尋問の結果によれば、附帯控訴人はその所有するF3車を本件事故により大破し、これは修理してもとうてい使用できない状態であり、しかも当時におけるF3車の価額は金五七万円相当であつたことを認めうるから、附帯控訴人は本件事故のため同額の損害をこうむつたことになる。ところがF3車の運転手F3にも運転上の過失があつて、本件事故に対する同人の過失の割合は一〇分の二であるから、これに相応する負担部分を斟酌すると、前記理由により附帯控訴人の控訴人らに対する請求額は控訴人国鉄に対して金三九万九〇〇〇円、控訴人相鉄、同A1に対しては各自金五万七、〇〇〇円をもつて相当とする。

第七、 結論

しからば控訴人相鉄の控訴人国鉄に対する本訴請求は、損害賠償金三七万七一七 六円及びこれに対する本件事故の翌日である昭和二七年七月二二日から支払ずみま で、年五分の遅延損害金を求める限度において正当として認容しその余を失当として棄却し、控訴人国鉄の控訴人相鉄、同A1に対する本訴請求は、各自損害賠償金四三万二七九三円及びこれに対する本件事故後である昭和三一年二月一〇日から支払ずみまで年五分の遅延損害金、ならびに求償金四九万九六五〇円及びこれに対する事故後ないし現に支払の後で訴状送達後である右同日から支払ずみまで年五分の法定利息の支払を求める限度において正当として認って対しる自金五万七、〇〇〇円及びこれに対する本件事故に対しる昭和三一年一月二二日から支払ずみまで年五分の遅延損害金を求める限度において正当として認っております。

。よつて控訴人国鉄の本件控訴を棄却し、控訴人相鉄、同A1の本件控訴及び附帯 控訴にもとづき、原判決を右の趣旨に従つて変更することとし、訴訟費用の負担に ついて民事訴訟法第九五条、第九六条、第八九条、第九九条、第九三条第一項を、 仮執行の宣言について同法第一九六条第一項をそれぞれ適用し、主文のとおり判決 する。

(裁判長裁判官 浅沼武 裁判官 岡本元夫 裁判官 田畑常彦)